**平成２６年度第１回大阪府子ども施策審議会計画策定部会**

日　時：平成２６年４月３日（木）午後２時から４時まで

場　所：大阪府公館　大サロン

【事務局】

（議事１について説明）

【部会長】

　ありがとうございました。それではただ今の説明について、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。

【委員】

　いくつかあるのですけど、一個ずつでいいですか、まとめたほうがいいですか。

【部会長】

　まとめてお願いします。

【委員】

　時間はどれぐらいありますか。

【部会長】

　ここで20分ぐらいです。

【委員】

　では答えがないことでもいいですか。

【部会長】

　はい。

【委員】

　これは大阪府民向けに見出しを含めて外に出ますか。

【事務局】

　今日の資料は公開ということで。

【委員】

　では３ページのところで、実際子供数と希望する子供数の乖離がある、この表現はあまり正しくないです。理由は例えばですけども、初めて昨年結婚しました、今年子供が生まれました。それで希望は３人です。今１人生みました。乖離があります。それを乖離といわれても。今から生む可能性があるわけで、そこの表現はちょっと変えたほうが良いと思います。これを見ると２、３人は生みたいのに１人、２人でとまっていますとここで全部止まる感じの表現に見えてしまうので、それをちょっと工夫されたらどうでしょう。これは工夫だけ。集計をしてほしいと思うのが７ページのところで、③のほうです。③について利用している、利用していないでクロスをしてほしい。新規利用者が何を狙っているのか、今これがすべて現に幼稚園を利用している人がそのまま幼稚園を希望しているのか。保育所を利用している人が保育所以外を希望しているのか。新しい制度の中に特に新しい人が行こうとしているのかが見えたほうがいろいろ分析しやすいのではないかというふうに思います。

もう一つは②と③のことです。人数が少ないところはいいと思うのですが、保育所、幼稚園、認定こども園の中で、要はそこの中で移動があるのかどうか、認定こども園が14％まで利用希望が増えているのは現在の保育所の人が認定こども園と考えているのか、新規の人が認定こども園と考えているのか、そのあたりがこれではちょっと分かりづらいです。現在の人も動こうとしているのかどうかが見えると良いということです。

それから10ページ。これは制度上が０から５歳が対象ですというのはもっともなのだけど、実際は３歳超えたらほとんどもう利用者は無くなりますね。幼稚園が始まるとこで利用者が終わるという前提だから、地域差があるけれども、とりあえず３歳未満だけの集計にしたら、拠点事業の利用者のイメージがもうちょっと浮き彫りにならないかどうか。このままだったら拠点事業の利用者が少ない４分の１しかいませんというような数字だともう３歳になってきたらもうちょっとあがるかもしれないと。そういう意味です。そういう見方をしたほうが適切なのではないでしょうか。それでその人たちが何を望んでいるかというのも見やすくなるかということです。

【事務局】

　先生ご指摘の10ページの年齢区分というところは、

【委員】

　市町村でやってもらわないとわからない。

【事務局】

　はい。

【委員】

　今から市町村に求めるのは難しい。先ほどのクロスは、全部できないと考えたらよいか。

【事務局】

　市町村ニーズ調査については多分クロスは難しいです。

【委員】

　ではストップ。できないという限界があったらそれをベースに議論したほうがいいのだと。対象を、利用をほとんどしていない人を含めた集計になっていますということを意識して、拠点事業をあまり増やさなくていいのだというふうな答えをもっていかないほうがいい。

【委員】

　私だいぶ言いました。

【委員】

　数字的にはそういうことではないでしょうか。

【部会長】

　ありがとうございました。ここに出てないクロス集計結果も、出ないということですね。対応できるところはありますか。

【事務局】

　市町村ニーズ調査でないところです。

【委員】

　それなら直接やってないとデータはないですね。

　それはそうですね。誤解していました。

【委員】

　それでは私も聞こうとしていたことはストップします。つまりこの今の資料１に関しては大阪府独自のもの以外はもういじれない資料ということですね。だから誤解のないようにこの10ページのところだけは対象外も含めた調査になっているということがしっかり書いてくれて助かっているのです。０から５の子どもも対象にアンケート調査をしていますというふうに書いてほしいのですが、子供も含めた０から５の子どもが対象という文言だとこの事業が対象というふうに取られがちなので。つまりそうではなく逆で、この事業は０から２だけれども、幼稚園や保育所に行っている子供も含めた調査になっているということをしっかり書き込んでほしいのです。事業の対象ではないよということです。

【部会長】

　人数の割合もわからなかったですか。市町村の回答者も。

【事務局】

　０、１、２、３、年齢別何人かというのは分かります。０から５がきれいに５等分にされているような感じです。

【部会長】

　この人数の０、１、２、３の５分の３の本当はそこがサービス対象だという。だけど５分の５が出ているということですね。

【事務局】

　そうです。

【部会長】

　何かちょっと割合とかもわかったほうが見やすいのかなと思っています。

【委員】

　そしたらこれができないということがわかってもう一回確認なのですが、例えば19ページの一時預かりの場を希望している人が健全層と不安層というのでちょっと差があるかというのは、もうこれで読み解くしかないということですか。例えば０、１、２の人で一時預かり希望している人はどれだけかと、そういうものもわからないということですよね。確認をしてしまいました。

【事務局】

　家庭の養育力なので、元データにあたることはできるかと思います。

【委員】

　できますか。とすれば今回多様な保育ニーズというので調べられるとすれば、何度か出てくるように一時預かりの人数とか、短期就労する人が増えてきた新たな保育ニーズがもう少し丁寧にみたいなと思いますので、例えば一時預かりを希望している人はどういう層の人なのかというのを出てくるというように、それってどういうふうに調査したらいいのかちょっとよくわからないのですが、例えば幼稚園プラス一時預かりと希望している数がすごく多いというのが出てきていますけど、これはいったい先ほど山縣先生がおっしゃったみたいにどういう人なのですか。すごく気になるので。今まで拠点を利用していて、その後幼稚園に行った人なのか、それとも幼稚園に行っている人で希望している人も入っているのか、保育園に行けないからそういう利用の仕方をして長期で就労しているのかというのが。

【部会長】

　家庭の養育力の調査と幼稚園、保育園、先ほどの市町村ニーズ調査とのクロスということですが、家庭の養育力のほうでは、これは聞いてないですよね。

【事務局】

　そこは聞いてないです。だから今どこにいてるかということはわからないです。

【部会長】

　今先生がおっしゃったことも難しい。

【委員】

　これは就学前ですか。就学前って聞いているけれども。

【事務局】

　就学前って聞いていますけれども、どこの施設を使っているかはここでは聞いていません。

【委員】

　就学前としか。

【委員】

　そういうことですね。

【委員】

　調査票にそう書いていますね。

【委員】

　そういうことですね。分かりました。連動していないということですね。

【事務局】

　そうです。

【委員】

　大阪府の実施した調査のデータのクロスはできますか。

【事務局】

　やってみないと何とも。

【委員】

　では就労状況はわかるということですか。

どういう子どもが利用しているではなく、親の就労状況とその一時預かりの関係というのは分かりますか。

【事務局】

やれるかどうかはわかりませんがまったく無理ではないので、検討してみます。

【委員】

　すみません。どんな人たちがこんなにがんと増えた人たちなのかというのを育児不安のすごい高い人なのか、ただ働き方の違いでそこを利用しているのか、ということが知りたいです。

【部会長】

　ありがとうございます。

【委員】

　先生に聞いていいですか。

【委員】

　答えられますでしょうか。

【委員】

　７ページ①左側のところなのですけど、幼稚園プラス預かり保育１割。これは実感としてあっていますか。

【委員】

少ないです。

【委員】

　もうちょっとありますか。

【委員】

　あります。地域や園によっても変わりますけど、もう少しあるでしょう。２割ぐらいは利用している人がいそうですけど。

【委員】

　次の話になりますけども、預かり保育で、今幼稚園預かり保育を利用している方々で、要保育認定をした時に大阪の都市だから64時間の認定ではないかと想定した時に、どれくらいの方が認定を受けられそうでしょうか。

【委員】

　現在は２割ぐらいが預かり保育を利用しているとすると、少しそれプラスアルファだと思うのですが、64時間という数字がきっちり示されると、１日５時間週５日保育をしていますので、すでに月100時間の保育の時間が幼稚園としてあるのです。その中でパートタイムで働きたいと思っている人がけっこうたくさん潜在的におられて、２号認定が64時間の下限とすると１号から２号になだれを追って認定を採られる方が増えるのだろうというふうに私たちは想像しています。

【委員】

　右にある36％というのは実感としてそんなものかということですか。

【委員】

　そうですね。まだもう少し来るかもしれない。

【委員】

　ありがとうございます。

【委員】

　仕事をしていてどうしてもしょうがなくて保育園に入れるという方々と、預けたくて入れるとか、自分の時間がほしくて入れる。そのために仕事を探すというタイプの方。その方々はもしかすると幼稚園でも本来はよかったかもしれない。だけど幼稚園はそんな長い時間預かってもらえなかったので保育所に入れたのだけど、幼稚園にというふうなニーズで戻ってこられる可能性は結構あるかと思っています。

【部会長】

　ほかの委員の方々、いかがですか。

【委員】

　一つよろしいですか。子育ての不安の中で犯罪に遭わないか不安とあります。15ページの就学前の育児不安層、健全層と分けたもので、特に健全層の方で犯罪巻き込まれるのを非常に不安がっているという。よく分からないですが、日本国中で起こったさまざまな犯罪が報道にすぐ乗っかって全日本を駆け巡るという。そういうふうなメディアの状況になってから、この不安は僕は増大していると思うのです。だけど第二次世界大戦が終わった以降、一定して犯罪率が減っていると思うのです。にもかかわらず警察がパトロール中接触灯をずっと回して走っているとか、何か市民に不安を与えているという、あれは犯罪に対する警告のサインが出されているかもわからないのだけど、われわれが赤色灯がついている車がそこらじゅういつも走っているというのはどうも何か不安でいただけない。

　逆に不安を助長しているような感じがするのです。だから子どもを一人で公園で遊ばせられないと考えている人がすごくたくさんいて、だからといってずっといつも私がついていくのは嫌だと、こういうことから子育てがしんどいと感じる。こんなふうな方もおられて、昔であれば近所の広場で遊んでいて、子供の泣き声が聞こえたら「どうしたの」で済んでいたことが、常に保護者が子どもの後ろをついて回っているような状況が現在見られるということから、ぼくは警察のほうにも少しお考えいただきたいと思うし、犯罪率は減っていますという報道だってきちんとあって然るべきだと思うのです。だから安心してみんな子育てしていいのだというサイン、メッセージが必要ではないかと。これを見ていてやはりこういう数字が出てくるとそういうことを感ずるのです。これは意見ですが。

【部会長】

　ありがとうございます。例えば全体的な子育て不安がどうなっているかとか、次の話ですけど、全体状況をお示しするときに犯罪率が横ばいから減ってきているというところもお示しするというのも方法かもしれませんね。その全体像を見てこの結果を見るという。

【委員】

　現実にはこういう数字ですよということで、減っているか増えるか、どこがどうだかわかりませんが、減っていると思うのです。

【部会長】

　ありがとうございます。ちょっとそっちのほうで工夫したらどうかと考えています。

【委員】

　健全層のほうが心配しているのですね。

【委員】

　健全層のほうが心配している。

【委員】

　事務局にお願いしたいのですけど、計画立ててくるときに今回の計画は第３期目のような意味合いになってくると思うのですけど、これまでのデータと比較した時に、今回のデータが高いのか低いのかというところがどこかで見えてくると、三回目というところに少し意味が出てくるかとか、そのデータがどういうものかというところの中身は少し深まってくるかと思いますので、どこかで振り分ければと思います。

【部会長】

　経年での比較みたいのは可能ですか。

【事務局】

今回も前回と似たことを聞いていますので、できる部分はあると思います。12ページに前回の平成21年度の調査と今回の調査を比較していまして、例えば一番上であれば公園などの屋外の施設を整備してほしいというニーズが前回より高まってきているとか、そういうところは見られるところは一部あるかとは思います。

【部会長】

　ではよろしくお願いします。他はよろしいですか。ではまた思いつかれたらぜひ事務局にあるいは最後に言っていただきたいと思いますが、次へ進ませてもらってよろしいでしょうか。今の中で大阪の特有の課題とか計画に反映できるものはなんなのかということも含めて、次へいかせていただこうと思います。次の中間まとめに、今のデータもイメージしていただきながら意見を出していただけたらと思いますが、議事２の子ども総合計画（仮称）の中間まとめについてを事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

　（議事２について説明）

【部会長】

　ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見をいただきたいと思います。ぜひ先ほどのニーズ調査との関連とか、この間の皆さんのたくさんのご意見をいただいた修正が反映されているかということとか踏まえてご意見のほうをよろしくお願いいたします。

【委員】

　４ページのところの２の１子どもを取り巻く社会情勢の変化のところで（１）家庭の養育力の低下というところと、ひし形の３つ目のところ家庭の教育力という言葉の使い方になっているのですが、こちらはどちらを使いますか。私は家庭の養育力の低下のほうがいいのかというふうに思ったりするのですが、ただもともと家庭に養育力があったのかと問われると、低下をしているというのはもともとあったと意味するのだけど、若年層の親が育てている家庭に昔から養育力があったり、教育力が高かったとは私は思えないのです。それは世帯構造が三世帯であったり、地域のコミュニティーが強固なものであったりすることから、その家庭に育つことを可能にしていただけの話であって、家庭自身にもともと養育力や教育力が十分備わっていたかといわれると、そうではないような気がするのです。このへんをもうちょっと文言の、今の家庭はだめだと言われていることになるわけであって、今の家庭で一生懸命やっているのだけども、周りを取り巻く環境等の変化によって、育ちにくさを感じていることは実際あるのだろうと思います。ちょっとここの部分わからないのですが、養育力にするのか教育力にするのかということはひとつあるのかと思いました。

それが一点と二つ目が次のページの６ページに保育所では待機児童が発生している、幼稚園は定員割れをしているという括りなのですが、確かに定員と実員を見ると、このようなかたちになるのですけれども、実は幼稚園の定員というのは審議会のほうで学級かける何人というかたちの定員の決め方をしているのです。保育所のように何平米だから何人でいうふうなかたちで定員を決めていないのです。ですから現在文部科学省の基準は35人で１教室１学級を形成することになっていますが、現実に発達に課題のある子供たちの増大等もあって、35人もとても入れられない、30人や28人程度に意図的におさえて、来ないからではなくて、それで学級の運営をある程度充実させていきたいと考えて、定員を抑えている面もあるので、そこは空いているわけではないのです。なので、こう定員が割れていると書かれてしまうともっと入れられるではないかという話になったり、うちの園でも定員は285人いただいていますけど、現実にはぱんぱんということになって、230人で止めているのです。それ以上入れないとしているのです。だからうちの園でも定員は割れていると統計上出るのだけども、現実にはこれ以上入れられませんと。こういうふうな状態の園がたくさんあってそれを考えると、ちょっとこの文言は後のほうにも定員割れという言葉は出てきますね。表現の仕方を少し変えていただくほうがいいのかと思うのです。確かに定員を入れたくても定員は充ちないと考えている園も中には当然ございます。だけど今のようなケースは混在していますので、一概には定員割れではないと、そういう意味ですみません。

【部会長】

　ありがとうございました。これはどうしましょうか。国の報告とかも全部そういうかたちで報告されているのですよね。１学級は35学級数でという。先生、どうですか。国ではそういうかたちで統一されていますが。

【委員】

　言葉を決めないとしょうがない。定員割れがまずければ他の表現をするという。

【委員】

　定員に満たない。おさえてらっしゃるわけです。

【委員】

　逆に保育所でいうと今度は本当は100なのにいつのまにか120にさせられるという。本当はもっとなのよという部分が消えますよね。幼稚園は箱単位で計算するから、最初から入れるつもりはなくても入れるという前提で計算されてしまうということです。

【委員】

　だから小学校教育の持ち下げが幼稚園のほうに来ていて、本来幼稚園としてはああいう定員の決め方も変ではないのですかということは審議会で申しあげるのですけど、今はそう決まっているので、文部科学省がそう決めているので学級単位の構成で運営をするようにというかたちです。

【部会長】

　例えば計算の仕方の説明をワンポイント入れるとか、今先生がおっしゃった学級×何人という計算をされているという注釈を入れるとか。

【委員】

　例えば定員と実員でみると割れているとみられるのだけど、実はそこにはさまざまな要件が含まれていますというふうな解説的なものをちょっと入れるとまだいいのかと思うのですけど。

【部会長】

　注）みたいなかたちでちょっと入れていただくとかですね。ありがとうございます。事務局で検討していただきたいと思います。それから、はじめにおっしゃったご意見で教育力か養育力かというところはいかがですか。

【委員】

　教育力の低下を感じている親が８割ということですが、データは。何ページですか。

【事務局】

　資料１のここの部分は今回の資料の中ではなくて、審議会の一回目の資料で提供させていただいたものになります。

【部会長】

　大阪府が整理したデータですね。

【事務局】

　はい。ですので国のデータとか大阪府のデータとか、いろんなところからひっぱってきている部分です。

【委員】

　一回目の資料のデータの(１０)。文部科学省の調査ですね。

【部会長】

　地域家庭の教育力という文です。

【委員】

　調査票でこう使っているから教育力としかいいようがないのではないか。きっと養育力という時に経済力なんかも含めているから、養育の中に教育とか経済とかいろんなものを含めてますというふうな説明になろうとしているのではないか。

【部会長】

　養育のほうが大きな概念ということですね。

【委員】

　養育の中に教育力、経済力、他にもあるのかもしれないけど、そういう感じで現に経済力がもう一個並んでいるから、教育力と経済力とひっくるめて養育力と少なくともよんでいる構造になっています。教育力は元の調査はそうだからそう変えにくい、しかも大阪府の調査ではないからなおさら変えにくい。

【部会長】

　環境の変化という形で入れるかどうかはいかがですか。

【委員】

　それと教育力というと何か大人側が子どもに一方通行に何かをして、子供がそれに習うとか教えられるという存在で対象であって、教育の主体は大人であるようなイメージをすごく強く受けます。だけど子育てとかわれわれの保育とか教育というのは相互の関係の中で成立していて、決して一方通行の行いではないので、この教育という言葉を使うとすごく、こちら側に教育する主体者がいて、教育の被教育者がいてというふうな硬い感じが日本のこの教育という言葉の中には含まれていますので、福沢諭吉なんかは発育というふうに育ちが発するというふうなエデュケーションという言葉をそういうふうに訳していますけれども、そういうふうなほうが本当はいいのにと思うのだけど、ずっと文部科学省はこういう教育ですよね。それは頭が固い。

【部会長】

　この地域の教育力というのが近所の人々との交流の機会をもつとか、母親の就労が増加とかというかっこ書きがあるので、これが先ほど安家先生がおっしゃった環境の変化に近いです。これが分かるようなこと、あまりたくさんは入れられないかもしれませんけど、例としてちょっと入れていただいたらイメージが分かるかもしれません。教育力についてはこのままでいきます。

【委員】

　そうですね。そうすると例えば11ページの資料の真ん中の②の子どもを育てる家庭の力（養育力）。このへんの整合性ですよね。言葉の使い方の整合性。さっきの教育力と養育力このあたりの。整理がついていればそれはそれでいいのですけども、一定調整しておく必要があるかもしれません。

【事務局】

　そこは前回もご意見いただきましたので、基本的には養育力という言葉で、家庭に養育力も教育力も何とか力もたくさんあるのかという話ではなくて、養育力という言葉に統一しようというのは今回整理をさせていただきました。ただ引用していたりするところは先生がご指摘していただいているみたいに限定の表示をさせていただくみたいな状況です。

【委員】

　そこは了解しました。

【委員】

　では今ちょうどそこが出てきて話題になったので後から言おうと思っていて付箋を貼っていたところなのですが、事前にいただいていた資料のところでいろいろ文言を変えていただいているのですが、この11ページの「基本的視点」のところで教育力ないし養育力のように整理されたということなのですが、②のところで家庭の役割、機能の重要性に着目する視点は家庭にだけ限定するところに地域社会という文言をうまく入れ込んでみたいなところが、この四角の中のここに抜けているのではと思ったのですけど違いますか。

【事務局】

　そこは表題のところは入ってないのですけども、字の少しポイントの小さいほうでは、その前提として地域社会のつながりの希薄化等によりという安家先生がおっしゃっていただいている周りの環境の変化をしているということを言わせていただいておりますので、その次で「そのため」といって受けているところです。ここにもともとは今は地域で子育てを支えるというふうに書いておりますけれども、ここが入っていなかったのでこれを入れさせていただいたということです。

【委員】

　なるほど。ここの文言の中に入ったということですか。

【事務局】

　はい。

【委員】

　社会全体で支えるというのがこの一行ですね。

【事務局】

　そうです。それでここはご議論として②と書いている表題のほうにそれはやはり入れとくべきだということであれば、そういうふうにはさせてもらおうかと思いますけども。

【委員】

　前回一番最初の案では基本的視点は家庭だけだったところを３つに増やしたのですよね。11ページです。子どもと家庭と社会という、私はこういうのは非常にバランスがいいと思っているのですけども、順番的にもいいと思っているのですが、それが今の４ページのところに十分反映していないような気がするのです。全部家庭の養育力から矢印がスタートして、全部家庭のところに集約されそうな、一回目のところのやつがまた尾を引いてそうな気がちょっとしていて、せめて家庭の養育力というのを言葉だけでも、大きなところはこの３つを総合したような言葉にしておくほうがまだ後ろとくっつくかなと思います。

【委員】

「近頃の若い者は」と一緒でエジプト時代からその言葉があったそうですけども、結局そういうふうなのど元過ぎればで、自分たちが子育てが終わってしまったら、この頃の若い家庭はなんだとみたいな、その他のアンケートを採ったらそういうふうな色彩のものが出てくるわけです。ではあなた方はもっときちんとできていたのかと聞いたらなんだということになって、実際はなんだけどそのへんのことで、このアンケート調査の精度というか、質的な調査項目のそのもの自身が何か過去を振り返って、私たちよりも今の現代の若者の夫婦のほうが駄目だと思うというふうなことがここに表れているのであって、昔の親だって今の親だってたいして力はそんなに変わってないというふうな見方のほうが、実際元気づけられるのではないですか。

【委員】

　大項目に低下と書かずに何とかなんとか何とかの変化って書けばいいのか。

【委員】

　低下って書いたら本当に。

【委員】

　でそこにいろんな名称がある。

【部会長】

　それとここの１番の家庭の養育力の低下となっているところを山縣先生のご意見だったら、ここが３つ、子ども、家庭、社会というかたちにみえるようにしてということですね。低下はやめたほうがいいような気がします。

【委員】

　子どもも変化して減ってくるという変化を起こし、家庭も変わり、社会も変わったみたいなことがあるのですけど。

【委員】

　３ページです。右の四角。子ども子育て支援制度で、税と社会保障のとなっているが、一応国は国民向けに社会保障と税の一体改革というふうに途中から入れ替えられた。まず良いことを先に書く。ということでもし国に合わせるならば変わっています。

その下の右側で関連計画でこの法律を前提にすると、地域福祉支援計画をここに書かないといけないのではないか。社会的養護と母子家庭を書くなという意味ではないけども、それを入れるのだったらベースのところを入れておいたほうがいいのではないか。ただ残念ながら地域福祉支援計画はあまり中身がないから入れておいても大して意味がない。一応整合性をとってくださいとなっている法律に従って原則を入れておくか、多分あまり意味がないから現実的なやつを入れるかというところ。大阪府は母子保健計画は作っていたのですか。すこやか親子の関連です。去年か何かで終わってもうちょっと延長とか言われましたね。この計画だと青少年まで入れているから、何もかも入れて訳が分からないようになるので、最低必要な分だけはちょっと検討されたらどうでしょう。

【事務局】

　そこのところの整理としましては、子若法の計画はその性格も兼ねようというのは当初から、この３ページの計画の性格というところをご覧いただけたらと思います。

【委員】

　了解。

【事務局】

　母子保健の計画は今のところ整理の中には入ってはないということです。

【委員】

　子ども子育て支援。それで言うと子若法を入れるとしたら社会的養護の整備計画も入るのではないのですか。

【事務局】

　子若法はもう大阪府は一体化しています。

【委員】

　国でいうと子ども子育て支援の中には社会的養護の計画は。

【事務局】

　国の基本指針では社会的養護もひとり親も項目で確かに挙がっています。ただその一方で社会的養護は社会的養護としての計画を作るというところがあるので、われわれの計画としては、社会的養護ができた計画の重要部分というか、基本の部分を載せていくというイメージです。

【委員】

　なんせ説明できたらいい。法律に書いてたものが入っていたのか、入ってないのかの説明さえできたら、私は別にこだわりはない。

次にずっと後ろのほうにいって１２ページです。今まで気が付いたことはいくらかあったのですけど、この順番は委員の合意でこの順番にしましょうと決めたのですか。決めたのだったら意見はありませんが、この順番で異論なく。それともとりあえず書いた。何を言っているかというと、イメージとして、「自立し社会を支える若者」が一番最後ですね。そして、「安心して育つ子ども」「チャレンジ、自立、自律ができる子ども」２，３，１の順番で年齢がつながっているのではないかと思って。何か最後のやつだけ出ていますねという印象がありました。中身の問題ではなくてつながり、連続性の問題性として、そこから出てきているところにちょっと違和感があった。

最後、この言葉だけの問題なのですけど、23ページ。「基本方向３」で見出し付のところはぎりぎりOKなのですけども、育成という言葉にちょっとこだわっているのです。育成をやめようということなのではなくて、健全な育成関係。これは日本語として成立しているのだろうと。しかし次の文章の一行目から二行目になるところで、子どもの健全な育成を阻害する有害な情報はちょっとおかしいのではないか。成立はしているけれども、子どもの健全な育ちを阻害する、という方がいい。育成といったら育成者がありますよね。子ども本人のほうの言葉づかいになってしまう場合にも育成と言っているところがいくつかある。健全育成に努めます、社会、大人が健全育成に努めますといったらOKです。でも子どもが健全育成に努めます、私たちが健全育成に努めますといったら変な話なので。それをここでは育ちという表現が一つあるし、ほかは日本語にまだなじんでないと思うのだけども、最近国が好んで、一部の人が好んで使う言葉で言うと育成ではなく、「成育」。育ち環境に「成」「育」という使い方をしています。成長という言葉をしばらく使っていませんが、最近成育という言葉のほうを使うグループがちらほら増えてきたようです。医療関係者はやたらと成育と使います。何にするかはいいのですが、子どもが主体で育成という時にはちょっと妥当ですかという提案です。

【部会長】

　ありがとうございます。以上ですか。

【委員】

　以上です。

【部会長】

　先ほどの基本方針1、２、３の順番を皆さんで決めたわけではないですよね。

【事務局】

　ここはもともとのご提案は家庭ということに着目しようというところから出発していましたので、まずはそういう家庭を持てるようなことが出発点だということで、今の若い方が結婚をしない、家庭を持たないのはなぜだというようなところをどうにかしなければいけないのではないかというというところで、出発点をそういうふうにさせていただきまして、家庭のライフサイクルみたいなものに着目をしていくと、結婚をして出産をして子育てをして、それでまたその子どもが育っていくという。こういうサイクルを想定するときにはこんな順番がいいのではなかろうかということで、これはそういうことでご提案をさせていただいて、決まったというか特にご意見がなかったというのが正確なところです。

【部会長】

　特に変えたほうがいいかどうか皆さん、いかがですか。

【委員】

　12ページの右の黒いゴシックになっているところで、最初はそうかなと思っていたのです。大阪で家庭を築きたいと思える社会づくりというので。しかし内容を見たら少し違うかなと。就職とかそのへんで家庭づくりまでの施策があまり入ってないような気がして、そこで違和感が出てくるのです。下にそういうふうに入れると成り立つけど、ゴシックのところも気を付けないといけないのは、結婚するのがいいのだ、望ましいのだという前提の文章があんまり頻繁に出てくると反発を買う。結婚が選択肢にあるというところまでだったら、そんなに大きな反発はない。そこにどんどん持っていくというふうになると、一部の人たちからは違和感、異論が出るのではないか。奈良県みたいに勇気をもって、出すというやり方もあるし、お見合いパーティーとか。

【部会長】

　どうしましょう。ほかに皆さんのご意見はいかがですか。わりと大きなことですよね。基本方針１、２、３がどういう順番でくるかどうかというのは。

【委員】

　今先生がおっしゃったようなことは、これまでされてきたものよりもちょっと薄まっているほうではないかと思うのです。前の段階のほうがより、結婚して子どもを産み育てる人を増やしていきましょうみたいなものに読み取られるようなものだったと思うので、これを見たときは良くなったと思いましたけど、やはり先ほど指摘があったような、それだけが重要な価値なのかというふうなイメージは今のものでもちょっとあるのかという気がしたので、どこからスタートか。私のイメージでいうとどこで人は見るかだと思うのです。育てる人もいるでしょうし、育ちつつある人もいるでしょうから、どこからというイメージではちょっと難しいという気がしているのが12ページに対する私の感想です。

それから1枚戻ってもらって、10ページの基本理念の部分ですけども、ここも大きく書き直していただいている部分になっていると思うのです。ご説明にあったように暗い話よりも明るい未来が見えてくるようなイメージの理念になってきているというふうな感想をもっておりますが、3つの段落で文章がよくよく見てみますと4文なのです。理念ですのでこういうものなのかと思いますが、もう少し読み手からすると理解のしやすいもの。もう少し一つの文章が短くてもいいところもあるのかというふうな気もしました。特に一段落目と最後の締めの3つ目の段落については、この段落で一文なのですよね。なのでこれはこういったものなのでしょうか。

【部会長】

　文章をもうちょっと検討していただいたほうがいいかもしれませんね。ありがとうございました。

【委員】

　大きな流れとしてはいいのだろうと思います。

【部会長】

　ありがとうございます。先生いかがでしょうか。先ほどの基本方針のところの方向について。

【委員】

　１、２、３ですね。どこから見てもどこから入っていけるような気もしますけれども。

【部会長】

　キャリア教育とか、ちょっと違うのではないかと見える部分が主にいかないように工夫していくというかたちでこのままにするのか、２番から始まるのかという点ですが。

【委員】

　11ページのところの基本的視点と、その次のページの方向なのですよね。基本的視点というのは子どもを中心とする視点、家庭の役割云々と、子どもと社会という、こういう流れになっていて、それから考えると今山縣先生がおっしゃっているように、２、３、１かという感じではあります。あえてそうするとすると、基本方向の次からのページ13ページ以降が少し組み替わってくるわけですね。

【部会長】

　ありがとうございます。そのほうがスムーズな感じがします。前の計画が若者が一番上だったということはないのですか。

【事務局】

　前の計画は今先生がおっしゃったように子どもが生まれてからがスタートで、子どもの成長段階に着目をしているというような立て方をしています。ただそうすると、大きくなったらそれで終わりのような感じがあったので、そうではなくてやはり戻ってきますよと循環ということを意識をすると、そのライフサイクルというよりかはもう少し大きめな単位で家庭のそういうサイクルに着目をするほうが、わりとその循環というのは分かりやすいのかということで、そういうふうにご提案をさせていただいたということです。

【委員】

　何か頭がこんがらがってきたのですが、前の資料とかを見ながらこの１、２、３の視点と基本的視点の11ページと12ページって、何か表が似ているからこれがこれに対比するみたいに読んでしまうのですけど、全然違うのですか。

【事務局】

　作った気持ちとしては違うものです。

【委員】

　そうなのですね。ついつい同じような表だから、これがこれなのかと思って読むとあれって思って。

【事務局】

　むしろこれに縦串をさすようなイメージがこの視点だというイメージです。

【委員】

　実際のこの方向1という自立し社会を支える若者というのは以前の審議会の2回の15ページなどに出てくるキャリア教育の充実とか若者の就労支援とか再チャレンジの仕組みの推進とか、そんなことがここにイメージされているということですか。

【事務局】

　そうです。ですからやはり自立ができないのは経済的な問題が大きいのではなかろうかというところで、働き方とか、国の大きな制度の問題もありますけれども、大阪府として自立ができるような支援というのは何かというふうに考えると、やはりこれがいいのではないかと。

【委員】

　そうしたらこれは一体なんだと、これはこのままで、こちらは１、２、確かに３。１、２でここを入れ替えても別に問題ないかもしれないと思いました。なんか対になっているのだったら入れ替えたら全部入れ替えなければならないかと思ったのですけど、そうでないのだったらこのここだけの順番の問題だけですよね。

【事務局】

　そうですね。

【委員】

　12ページの問題になる。

【事務局】

　これを入れ替えると13ページ以降はガラガラと変わるということで。

【委員】

　順番が変わる。

【事務局】

　はい。順番が変わります。

【委員】

　言い出しっぺが逆転させて申し訳ない。事務局の意見もよく分かりました。この計画の属性としてどこから入るか。誰もが普通に２、３、１は普通の年齢ですねというふうなところで、あんまり違和感のないけど普通に読まれる書き方をするか、今１、２、３で入って、なぜ1から入るのというふうに思わせる大阪府らしさとするのかということですね、やろうとしているのは結局一緒なのだけど順番を入れ替えてもやることは一緒なので。見せ方として工夫しようと。

【委員】

　ニワトリが先か、卵が先かみたいな。

【委員】

　大阪らしさをここに出しましたというふうなアピールの仕方もあると思います。あるとしたら少し中身を工夫しないとそこのつながりがあまり出てない気がします。最初の一枠ぐらい「次世代を育成する取り組みの推進」ぐらいは少しつながりは見えるけども。あとちょっと切れているような気がするのです。もう一つか二つつながるようなものを入れると、そういう質問が出た時にこれはこういう意図でございますとはっきり言えて、こういう施策でつながっておりますといえる。それが難しかったら２、３、１のほうが違和感はないかと。

【部会長】

　ありがとうございました。それではちょっとここは、事務局でもう一度検討いただくということでよろしいですか。今ここの最後の、先生がおっしゃった内容をどれぐらい載せられるのかということも関係してくると思いますので。

【事務局】

　いただいたご意見を踏まえてもう一度整理をさせていただきます。今度23日の審議会にお出しをする資料というようなかたちでもう一度ご覧いただくようにしますので。

【委員】

７ページの資料を付け足しましたというところの拠点事業は2割強にとどまっているのをかっこ付でせっかく入れていただいたのですが、それは先ほどのものと同じように修正お願いします。それで一方でというのはどこから一方でになっているのか。

【事務局】

　ご指摘のとおり、繋がりがわかりにくいので、「一方で」は削除します。

【委員】

　お願いします。

【委員】

もう一方はどこですか。

【部会長】

　左の文章からですか。

【事務局】

　そうです。同じ世代の保護者から支えられている一方でという意図でしたけど。

【委員】

１点よろしいでしょうか。4ページの（２）の「子供を取り巻くさまざまな困難の顕在化」のところで真ん中のダイヤマークなのですけども、中学校における学力や暴力の問題と一行にくくられているのでこれは少し乱暴かなという気がします。学校における学力の問題とか学校における暴力の問題ぐらいのことならまだしも、中学校に限定してしまってその上、学力と暴力の問題を一つにまとめてしまうというのはちょっと乱暴かと思いますので、もう少し整理をお願いできたらと思います。

【部会長】

　ありがとうございました。それでは次の議事にいきたいと思います。時間もなくて申し訳ありません。【議事3】「新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について」事務局よりご説明をお願いします。

【事務局】

（議事３について説明）

【山野部会長】

　ありがとうございました。それではただ今の説明のご意見お願いしたいと思います。

【委員】

　質問なのですが、先生へ聞きたいです。平成27年４月から施行ということで、法律がスタートするのですけど、一応５か年計画を今立てていますよね。その５か年の間に少しずつ計画を整理していって、需要に対して供給をそろえていくというふうな各市町村がスタンダードだと思うのですが、その中で実際に費用的なものが７千億円がそろうのは消費税が10パーセントになってからと聞いているのです。ということはお金がないのにその部分だけの整備がされていて、いわば供給量が示されてそれに対して需要が来ると。こういうふうになっている。そこのところのお金は消費税がきちんと担保されるのでしょうか。８パーセントになりましたけど。

【委員】

　そこは私は委員の時からずっとみんなが不安に思っていたところです。それどころか10パーセントで決まっているのだと思ってたらまず８パーセントで10パーセントはもう一回決めないといけないという手続きですよね。８パーセントは去年10月でしたか。10パーセントもこの秋にもう決めないといけない。

【委員】

　総理大臣が景気の状況を見てするのですか。決めるとか言ってますしね。

【委員】

これって当初から足らないって言っていたけど、今回１月にあと４千億は少なくとも足らないとはっきり数字が出ています。４千億は足らないのが今のこの計画のレベルで足らないって言っているわけですが、なくてもやるということを国は言ってらっしゃる。

【委員】

　もう一つは供給量ですけど、各私立幼稚園も含めて意向調査を今年の５月ぐらいにして、それでうちの園は施設型給付に入る幼保連携型になりますと、こういうふうに意向申請した園については市町村も大阪府も基本的には認めますと今いっているのです。ということは供給量がたくさん出てくる可能性があるのです。もちろんそこに入る量はもう一定の需要量しかありませんから、全体がパンパンになることはないのだろうと思うのですけど、そこには、１号、２号、３号というのが入っていきますので、そうすると２号は２号なりの単価のお金を上げないとだめではないですか。それは市の場合は半分市の持ち出しで、半分国だと言っているのです。でもその国の部分は消費税が上がらない、お金は来るのかっていうのは実はまだよくわからないままこれが進んでいます。

【委員】

　僕が聞いている範囲では、法律が決まっているから出すものは出しますというふうには確認をいただいています。ですから消費税が上がるのが８パーセントか10パーセントか、これは僕もあと２パーセントなかったらこれはどうなるのという話をするのですけども、それはもう政治が変わったとしても当然、法律が通っているわけだから法律に基づいて、あとはどういうお金の算段をするかというのはこちらサイドの話ですということを言われました。

【委員】

　なるほど。出てくると考えればいいのですね。

【委員】

　７千億からあと１兆円まで足らないと今言われても、ここについては何を持ってくるかというのはこれからでしょうから。

【委員】

　10パーセントは日本の場合は国際公約なので、10パ－セントに上げなければ国債が暴落するだけの話ですから、国としては10パ－セントにせざるを得ないだろうと僕は見ていますけど、本当になるかどうかです。そこで財源はどこに持ってくるのか。ただ、今先生がおっしゃったようなことがあるのであれば、安心して、皆さんに意向調査をして皆さんがやる気があればやると言って供給量が出るということが考えられます。

【委員】

　次はこの府県をまたぐ幼稚園利用のデータを出してもらったんですけど、定員だけでなくて、いわゆる確認を、確認制度で市町村単位の確認をするのかどうかというところが特に私立幼稚園にとっては大きい。園全体の定員確認なのか、それとも大阪市民がこれだけで、茨木市がこれだけでみたいなことになるのか。うちの園について、先生の地元市がこれだけでというふうに区切った確認をするかを大阪府がある程度リードしなければいけないのとちがうのか。そうしないとものすごく過激なつぶしあいがおそらく起こるのだろうし。大阪府がなかなか手を出せないのがきっとお隣の府県ですよね。大阪府内は信頼関係で成り立っているという前提だから、反論がある人は何とかおさまりがつきそうな気がするのですけど、京都がこんなに来ているというのが、京都の私立幼稚園からいったら出すなということになるのではないかと。

【委員】

　京都は今現在、認定こども園ゼロなのです。認定こども園ではなく、経常費補助金で、きちんと手当をするからというふうなことを山田知事とかいろいろやっておられるのですけど、そうなると京都から大阪に来ている556人の子どもたちに対する２号認定の費用であったり、３号認定の費用であったりは、これはなかなか市同士の関係性でうまく支弁されるかどうかというのはクエスチョンマークがつきます。京都はそんな制度を採っていませんというみたいなことになったら、差し引いた分、今現在保育所のほうでやっている、差し引いた分用にイーブンな関係で国単価でやり取りしましょうというふうになっています。京都の場合だからやりにくいとかということは何か一定、検討が必要ではないかと思います。

【部会長】

　それを大阪府が何らかの確認作業をする際に考慮したほうがいいのではないかということですか。

【委員】

　そうです。

【委員】

　市町村単位でやるときっと大変だと思うのです。３つも４つも複数の市町村とも全部詰めないといけなくなるから。

【委員】

　それで一番悩ましいのはやはり例えば箕面市と豊中市で隣接しているのですが、箕面市は非常に手厚い支援を従来からしていて、私立幼稚園の保護者に、基本的には公立幼稚園に行くのと同じ負担になるような補助を出しているのです。なので、箕面市の市民の方は豊中市に来ても、その手当をもらっておられるのです。反対に豊中市から箕面市に行っても、豊中市は出していませんので、箕面市にみんな雪崩が出るわけです。いいなという話です。市と市の間でも非常にこういう保護者の補助金の落差があって、それは一定埋まらないです。もう一つは豊中市なんかは看護師の手当が２万以上と言っているけど、看護師の手当が年間320万円出しますと。でも足しては出していない。こういうような、市、上積み分というのがあるのです。この部分がある所とない所では非常に落差があるので、そういう意味では市市間でも他府県間でもそういう落差をどう埋めていくか。

【委員】

　先生がおっしゃっている、民間のほうでもわれわれ保育園もそうなのですけど、今の現行の補助金制度ですね。しかしこれが認定こども園に移行した時にその補助金が残るのかどうかというのも、これは市町村単位で分からない現状がありますので、ですからそのへんは本当に６月・９月のこの次回の条例とかそのへんを見てこないことにはもうわれわれも不安で仕方がないことです。

【委員】

　今回を機にそういう上積みの補助金はどうしても全部飛ばしてしまう。こんなことだってありますもんね。

【委員】

　そうです。可能性はあります。それと保育園でいただいていて幼稚園なり、また幼稚園でいただいていて保育園も認定ということになる。両方から認定こども園になった場合に、両方の補助金を倍ぐらいつくようになると、当然市町村単位の財政が持たなくなりますから、そのへんの整理がどこでどうつけられるかというのはこれからだと。

【委員】

　それとそれに加えて幼稚園はもともと就園奨励費の制度というのがあります。今まで所得制限がいろいろあったのですが、平成26年度から所得制限が撤廃されて小学校３年生から３歳児までの６年間に二人目が在籍するという幼稚園に15万4千円、3人目が在籍すると30万8千円というお金が年額でいただけるのです。これが小学校３年生から３歳児までなのですが、上の子どもが３年生になって下の子どもが幼稚園にいると、第２子ですから15万4千円はいただけるのです。それで上の子が小学校２年生、次の子が例えば４歳児、その下の子どもが１歳児で３人子どもがいた時に、保育所の制度は０歳から６歳までの６年間なのです。ですから２人目の15万4千円をもらって、３人目は０円になるかな。

【委員】

　なります。ですから以前あった特別支援の障がい児の加配とか減免とかの話と同じように、６年と６年の切り方が違うのです。ですからまた多分大阪府にお願いをしなければいけないのですけれども、教育委員会とわれわれ福祉と両方で文部科学省と厚生労働省にお願いをしに行った経過があった。そのへんの制度をして下さいと。というのは、その当時は小学校と幼稚園で障がい児の関係でなっていたと思うのですけど、そのへんが今度の整理もまだついてないので、それをお願いしなければならないと思っています。

【委員】

多子減免も今みたいに幼稚園と保育所で年代が違ったりするものですから、そこの部分も各市町村と大阪府で。

【事務局】

　それは認定こども園になった時に、９年に延びるのかどうかですね。

【委員】

　それは伸びれば伸びたで、それは保護者にとったら朗報ですけど。

【委員】

　もっと大きいのはここで議論すべきことではないと、市町村がやるという話なんですけど、公立幼稚園の保育料が安くていいのか、制度にのった限りにおいて対等であるのではないかというのが、きっと制度の大前提だと思うのです。それを大阪府がどうにかできる話ではない、市町村が勝手に決めたらいい話だと、きっと保護者サイドとか現場サイドからそこがおそらく大阪府庁にビラとのぼりが立ちそうです。公立幼稚園。あるんですよ。３歳児のクラスなのですが学級定員最低が25人。職員配置が20人。

【委員】

　これは保育所の職員配置ですね、２０は。

【委員】

　保育標準時間に対応する子供については20人。現場はこの書きぶりは年齢別クラス編成を前提にして、でも８時間タイプのやつについては通じた職員配置を一方で想定している時に、実際にはどんな職員配置なのですか。二人いる。

【委員】

　幼保連携型の、たたき案に書いてあるこれを見ると、基本的には25対１でいっていいよということ。

【委員】

　それで昼からも１人で受けているのですか。

【委員】

　そうではないのではないですか。

【事務局】

　前は確かに学級25人で職員配置も25対１で並んでいたのですけど、今回国が示してきたのは国基準で35でして、学級は35人以下だけれども、職員配置は４，５歳は30対１、３歳児20対１。保育所基準を教育時間にもあてはめなさいというようなことになっている。

【委員】

　幼保連携型がこういう書きぶりではだめではないか。

【委員】

　国の基準がこうなってるんです。

【事務局】

　国が示したところがそうなっています。

【委員】

　僕は今保育所と幼稚園と両方やっているので、両方でスタンダードが違いますので、保育所は保育所の基準でやっているのですけど、それがこうなった時に従来例えば幼稚園。うちのあけぼの幼稚園に、保育園だったらあけぼの保育園に４，５歳の子どもが入ってきます。そうするとあけぼの保育園の子どもが長時間、その子が入ってきても幼稚園のクラス編成は35対1です。クラスに４、５人入ってくるのですが、それでも幼稚園の35人という基準をこえないようにずっとしてきたのです。だけどそれが30人という話になりますと、保育園の子が入った、長時間短時間が混合クラスです。今は1号と2号が入った混合クラスの場合は30人定員で抑えるという話ですよね。

【事務局】

　職員配置の話とクラス編成の話は今回国の出てきた資料で、基準が違っているということです。クラスは25人単位でクラスを編成してくださいというのが、今度の国の基準で、職員配置については20対１のお金を出すから20対１で職員を置いてください。山縣先生のお聞きになっておられるのは職員配置が20対１で、子どもに対して20対１で先生を配置するところが学級編成は25人までいいから、そういう時に実際現場で先生だったらどういうふうな対応を採られるのかというご質問だった。だから50人お子さんがいるとクラスは２クラスでいいのだけど、先生は３人おくことになりますので、お金が出ますので、そういった時に何か現場の体制として工夫されたりとか、お困りのことはあるのかなぁと。

【委員】

　例えば20対１でしか出てこないので、50人しかいなければ10人毎にはクリアランスがそこにあって、結局いただけるお金、実際の運営費は50人分しかいただけないのです。運営費というのは。60人分いただけるのではないので、3人まるまる雇えるかというのは雇えないのです。

【事務局】

　子どもの人数になりますから、実際のお金でいうと、2.5人分ぐらいしかこないことになるのですよね。

【委員】

　そうです。そこが悩ましい。

【事務局】

　ただ、監査に行くと結局仮に50人だとすると配置基準でその年齢だけしかいないと仮に仮定して、それでは３人先生を置いてくださいということで、監査指導になってしまうわけです。

【委員】

　可能性はありますね。それが2.5なのか例えばパートタイムを入れていますというかたちでいいのか、まるまる正職の方を３人入れなくてはいけないのかという話になる。

【事務局】

　当然監査指導の場合は全部の子どもに対して2.5という職員、年齢別で足し込んで6.7だったら7人というふうなトータルでなるので、必ずその３歳児に３人おいてくれと、こういう話にならないとは思うのですけど。

【委員】

　今の制度上はおっしゃるとおりのことがありますので、例えば現場のわれわれからすると、３歳児クラスを20人に抑えて運営していくという方向性にどうしても処理をしていきます。それで学級を編成し職員を配置すると、一応20対１という基準で運営費が出てきて、その運営費で運営できるというふうなことになるのだろうと思うのです。

【委員】

　職員配置を合わせたクラス編成をしたなりに矛盾がなくなってくるほうが分かりやすい。神経的にはしんどいということですか。

【委員】

　そうです。しんどいです。先ほど言ったみたいにもともといただいている定員というのは、ある意味架空の定員、35人×10クラスの350人もらえるわけなのです。

だけど実際に350人は入れられませんともともとそういう状況になっているので、ある意味実態にあってくるという話です。それとこの頃の子どもたちは発達のいろんな問題のことだとか、さまざまな障がいのことを考えると、各クラスにグレーと言われる子ども達がたくさん混在しているという現実があって、従来のように25人の子どもを１人の先生が一斉に保育をしていくという考え方が非常に難しくなっていますので、ある意味20人ぐらいのほうが現場としては落ち着いて保育ができていく。それで運営がきちんとできればうれしいとなるのです。

【部会長】

　ただここでマイナス５って定員が割れているというふうに、学級は25人以下って設定されると、先ほど先生のお話で、またマイナス５っていうふうに考えていくことになりますね。

【委員】

　定員が割れますね。

【部会長】

　現実的にはやはり20ってやっていくだろうと先生のご質問としてはそういうことですね。

【委員】

　乗っかるという話は保育所も一緒ですね。

【委員】

　そうですね。ですから19.何人とか全部の中で園児の中で何人いたらいいという。ただそれが幼稚園のほうでそういう見方をされるかどうかというのはこれからかもしれませんし、われわれでも今話が出ているのが、３歳児が15対１。これは加算対象にするというお話を聞いていますけども、そしたら加算対象にされて20人のクラスで今ちょうど見ていた３歳児が15対１になるからということで1人職員をそこへ配置しようとすると、５人の運営費では賄えません。そうすると逆に加算はもらわずに、20対１のまま保育をしようかというのも、費用対、お金と人との配置との関係の中で当然出てくる可能性もあります。

【委員】

　子どもが目一杯きたらそういうことですね。

【委員】

　15人で1人ということは逆にあと５人見れるのに、わざわざ15対１にするために入園児を断るのかと言われたら理屈に合わないでしょうから、そのへんの制度は多分、今のわれわれからすると、クラスの最低基準の平米数に応じた人数という、考え方もあります。

【部会長】

　それはだから保育園の計算はそういう文化で、幼稚園はまた違うということですね。

【委員】

　ですから、認定こども園になった時に同じ計算のやり方をされるとどうなのかというのと、そのへんは今までの幼保連携型であっても幼稚園は幼稚園の基準です。保育園も保育園の基準ですということでダブルスタンダードであわせただけですけども、今回は同じスタンダードで一つの基準を基にするわけですから、そのへんのどちらをとるのかというのは難しいことかもしれません。

【委員】

　ちょっと話は変わるのですけど、アメリカの研究で今どこの研究か、ちょっと手元に持ってないので忘れましたが、幼児期にどういう環境で過ごした人は将来どうなるという、長い縦断を40億円ぐらいかけてやる研究が実はあって、それで小学校ではどうだというふうなことの研究結果が出ているのですが、小さな集団で年配の保育を担当するものが持った子供は納税率が高いのですという結果が出ているのです。

僕は英文のやつをもらったけどまだ訳せてないので、よく読めてないですけど。だから僕は子供たちの将来を考えると、先ほどの保育士の確保の問題とかも絡むのですけど、やはり年配の保育士さんがちゃんと残ってられるような体制を整えることだとか、少人数でやはり保育をすることはとても大切で、小学校以降に少人数にするのか大人数にするのか、これはあまり関係ないのです。乳幼児期の環境がとても左右するということになったのです。ですので、われわれがこれを決めるときにどちらかというと、そちらがこうインセンティブが働くような作り込みをできれば、大阪の保育の力が強くなって、子どもたちがよく育つ可能性が出てくるということです。

【部会長】

　なるほど。ありがとうございます。そういう意味では大阪府が少ない数でやろうとされているというご報告でしたよね。先ほどの国基準よりも大阪府は今までどおりで35にせずにということだったと思います。

時間がオーバーしてしまって申し訳ございません。貴重なご意見をたくさんいただきました。とりあえず意見はここまでとさせて頂きます。それでは先ほどおっしゃってくださっていた23日までにこれらの意見を反映させるかですが、事務局と相談させていただきます。それとアンケートのほうは事務局でお願いします。

【事務局】

　（議事４ その他 について説明）

【山野部会長】

　ありがとうございました。先ほどの意見に確認作業の問題であるとか、大阪府がリードをして市町村に提示していただくということとか、いろいろお願い事項もあったと思いますので、またよろしくお願いします。皆様におかれましては本当に貴重な、たくさんのご意見をいただいて本当にありがとうございました。本日はこれで議事をすべて終わりしましたので、ここで終了したいと思います。進行を事務局へお返しいたします。